

福島県まん延防止等重点措置 発出中

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



外出・会話時はマスクを正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう

大人数・長時間の飲食は、控えてください！



県をまたぐ 不要不急の移動は、極力控えてください！



発熱や喉の痛みなど症状がある場合は、外出を控えましょう！



テレワーク・Web会議を活用してください！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747**

第116回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年1月28日（金）18：30～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

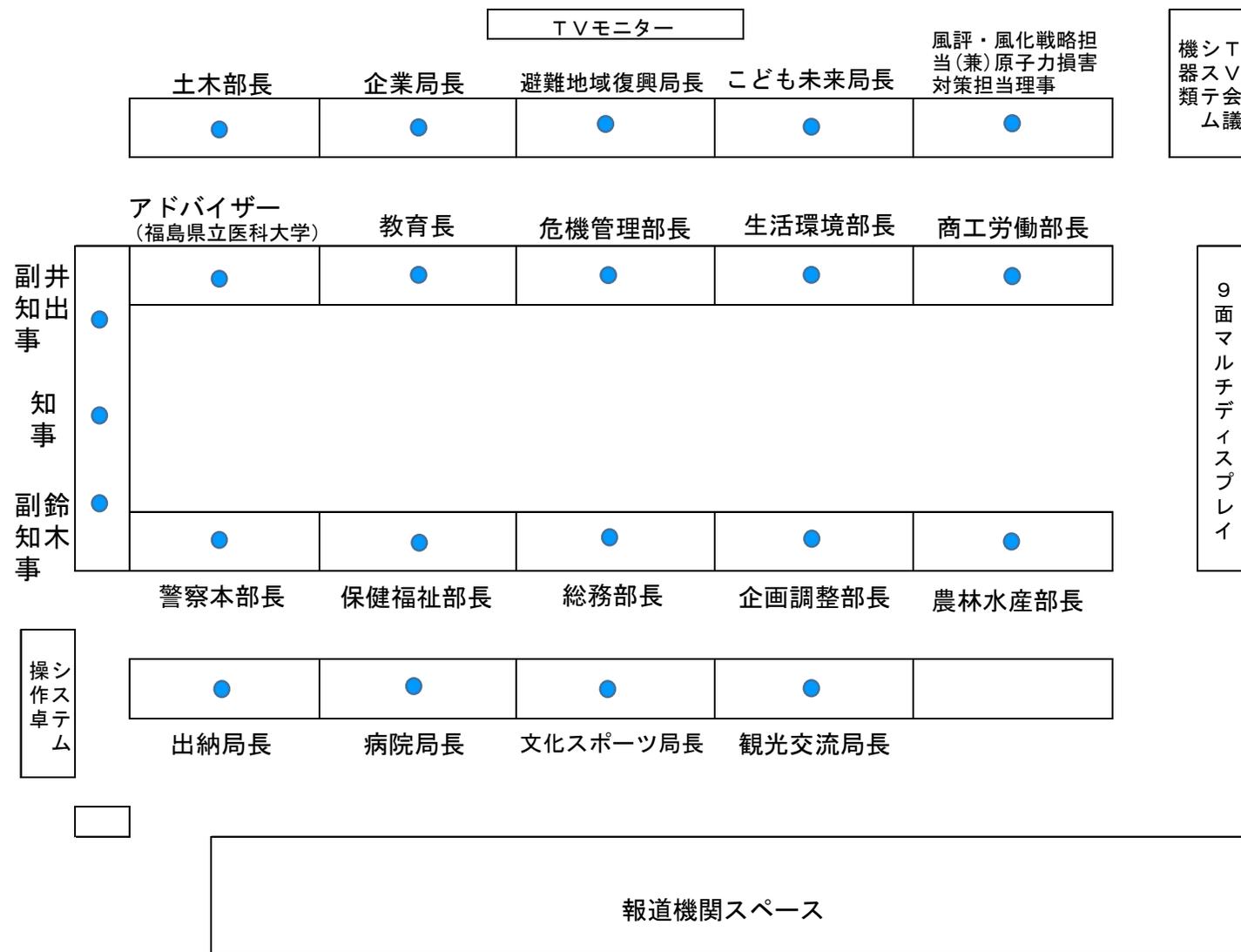
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) 福島県まん延防止等重点措置について
- (4) 感染急拡大による濃厚接触者等への対応について
- (5) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料4】 まん延防止等重点措置について
- 【資料5】 感染急拡大による濃厚接触者等への対応について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第 1 1 6 回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	三 浦 爾	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	有 我 兼 一	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年1月27日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	12,113人
（うち死亡者数	176人）

(性別)

男性	6,621人
女性	5,492人

(年代別)

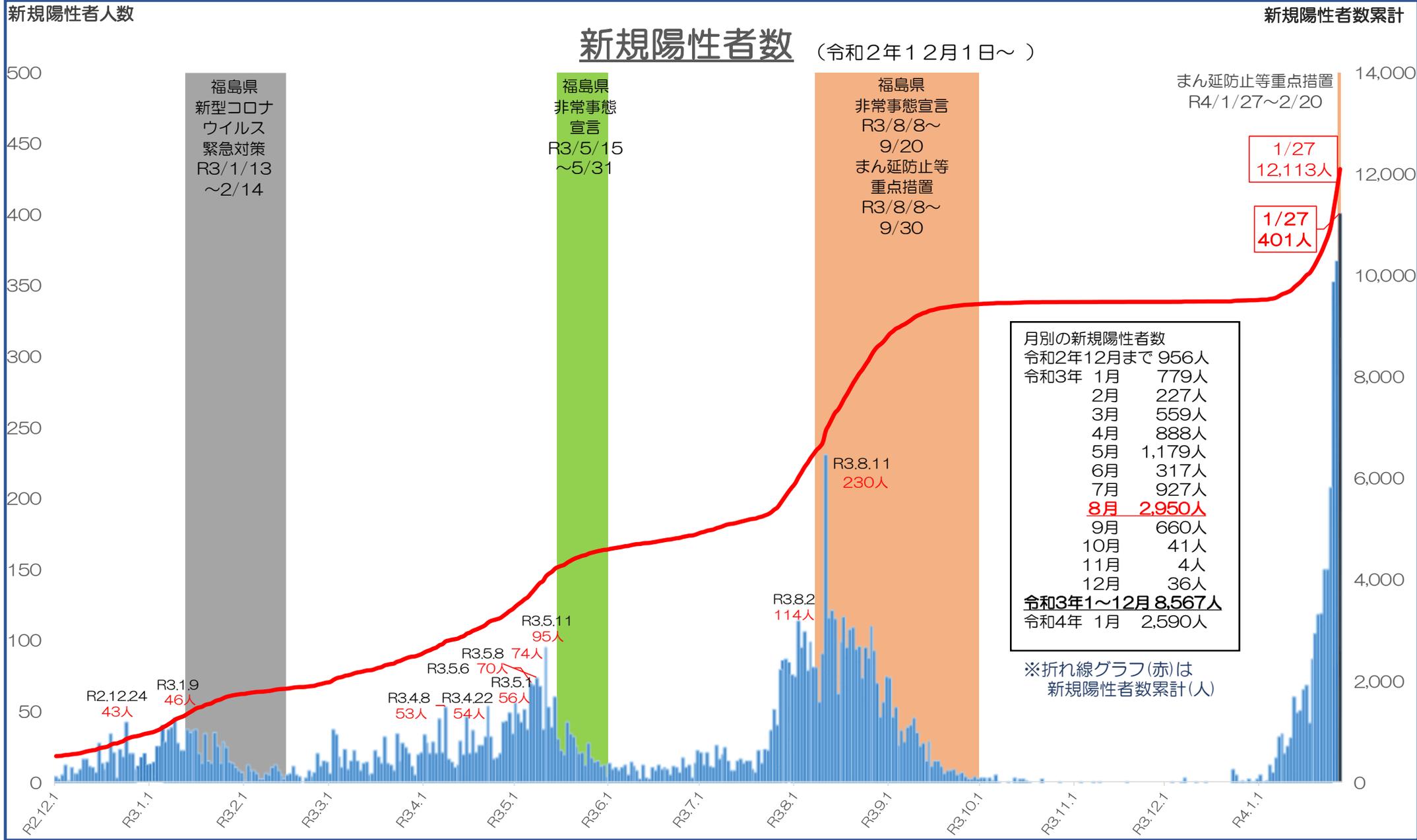
10歳未満	1,003人
10代	1,336人
20代	2,319人
30代	1,770人
40代	1,788人
50代	1,533人
60代	1,097人
70代	643人
80代	440人
90歳以上	175人
その他	9人

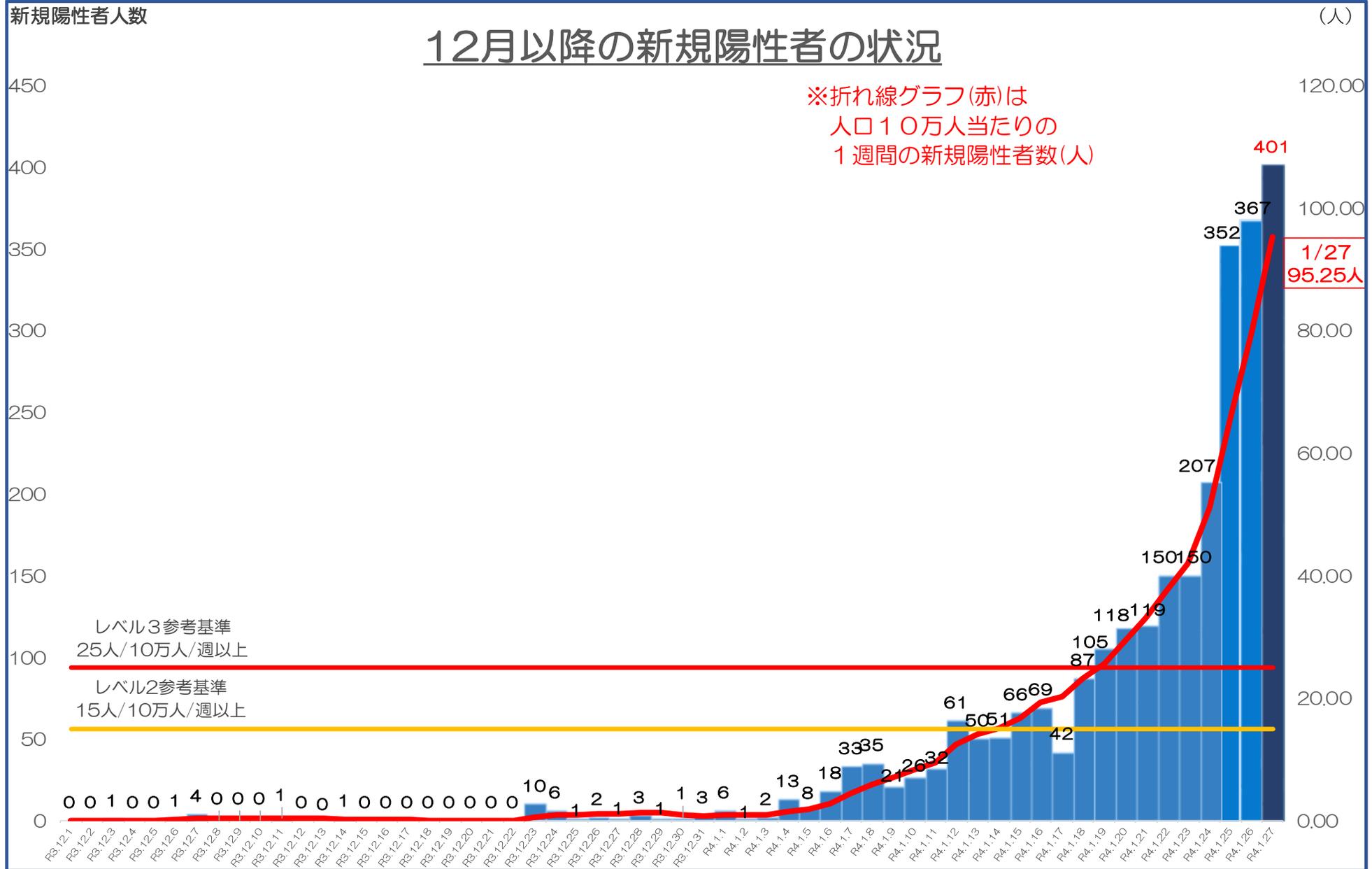
○療養者の状況

入院者数	275人
（うち重症者数	3人）
宿泊療養施設入所者数	362人
自宅療養者数	807人
療養先調整中の人数	454人
○退院・退所者等数（死亡者含む）	10,215人

【病床等の状況】

確保病床数（通常時最大）	734床
（緊急時最大）	818床
（うち重症者用病床数	47床）
病床使用率	37.5%
（うち重症者用病床使用率	6.4%）
宿泊療養確保室数（稼働室数）	927室
（確保見込み室数）	1,356室

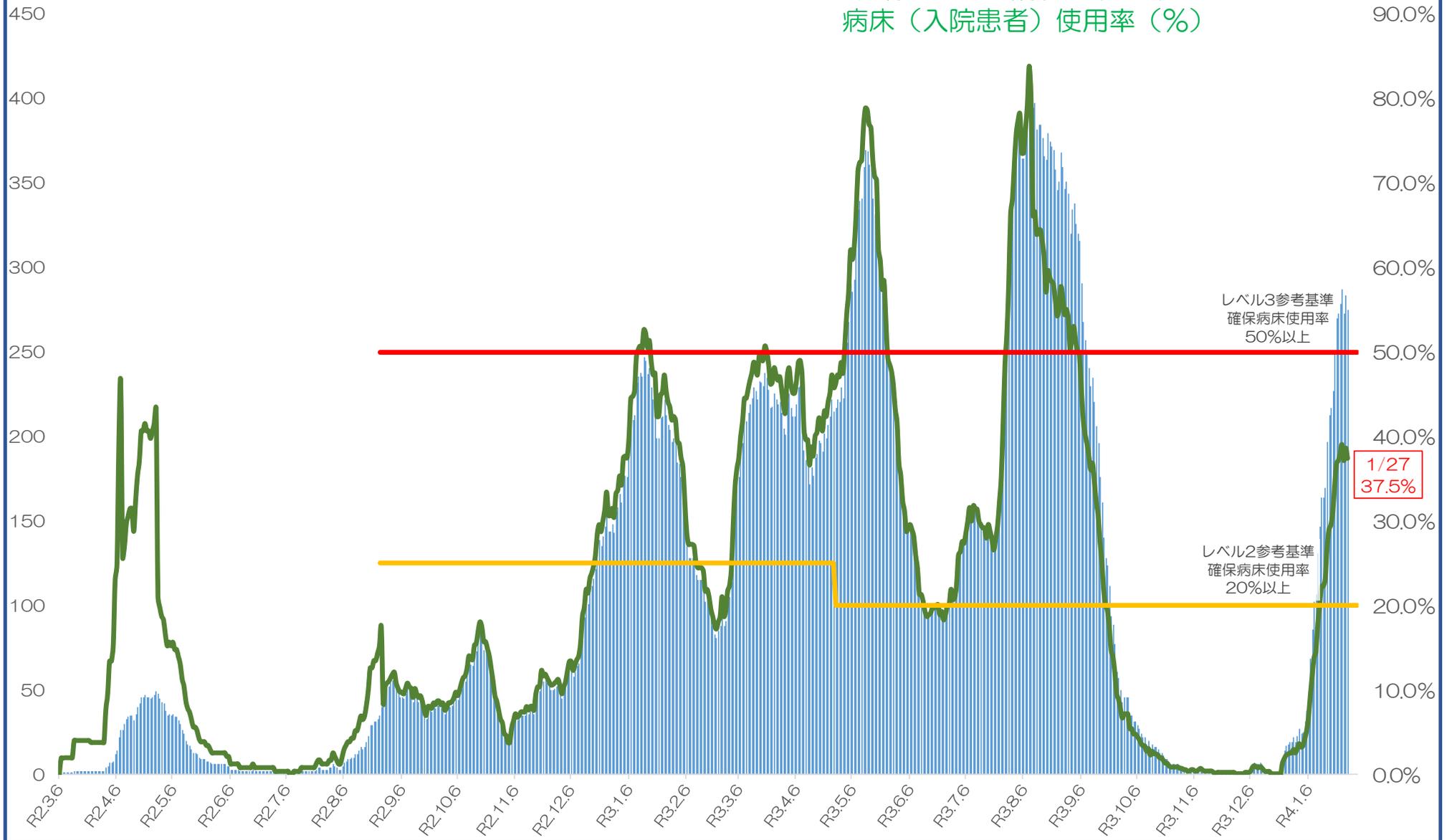




入院患者
実人数

入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）



12月以降の病床使用率及び入院患者数の状況

入院患者
実人数

350

レベル3参考基準
確保病床使用率
50%以上

250

200

150

100

50

0

※折線グラフ（緑）は、
当該日の病床（入院患者）
使用率（%）

60.0%

50.0%

40.0%

30.0%

20.0%

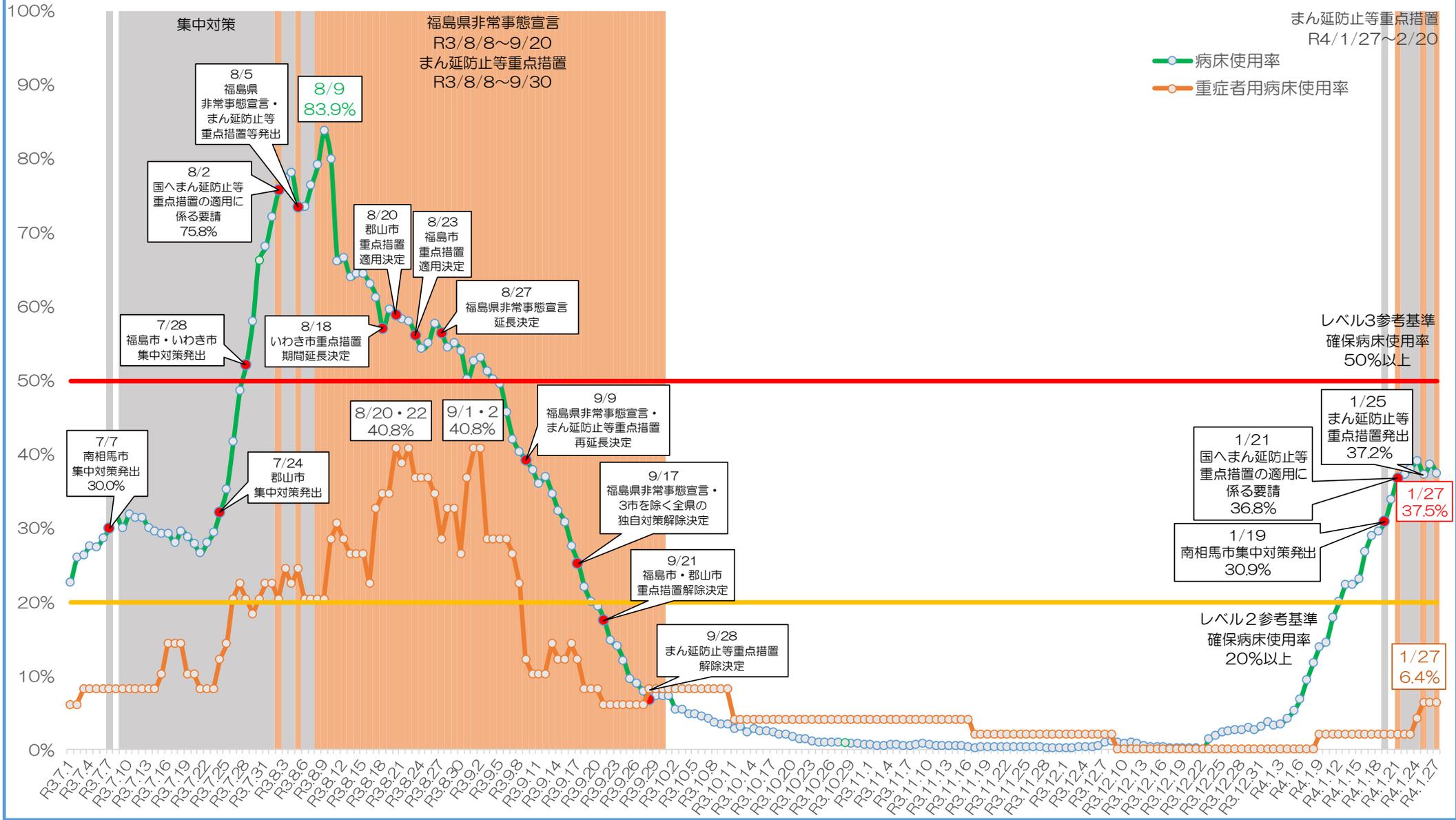
10.0%

0.0%

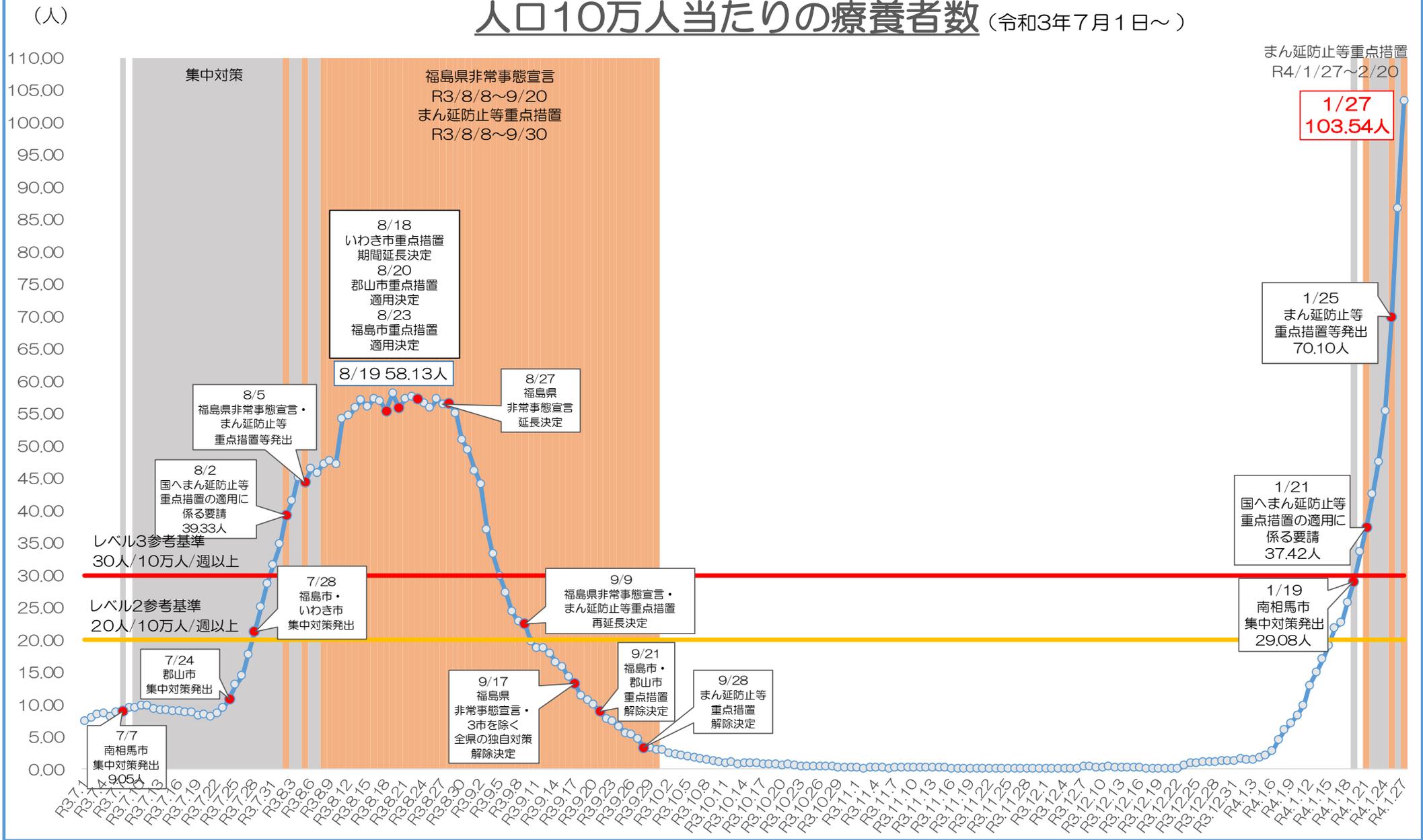


1/27
37.5%

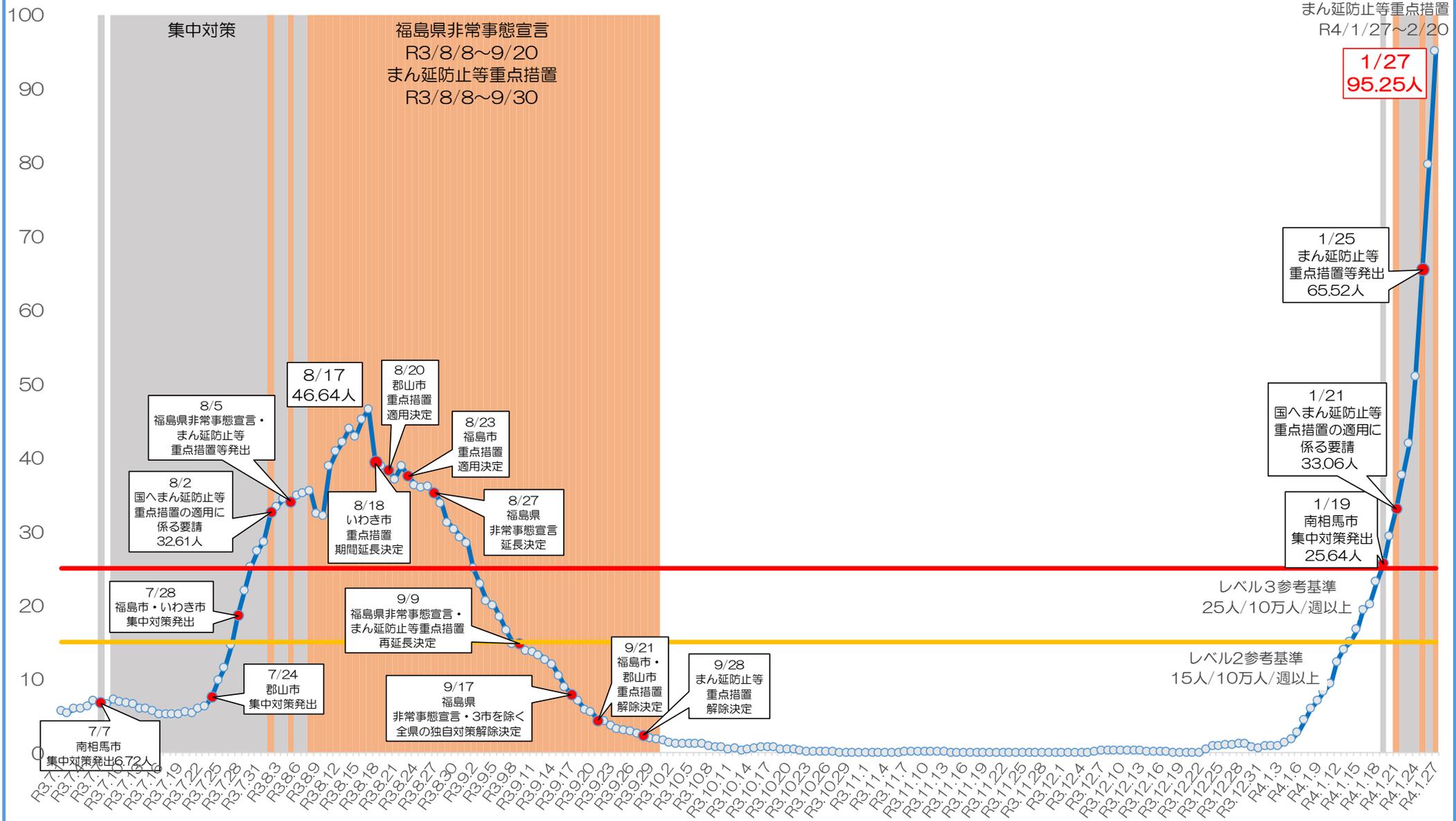
病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)



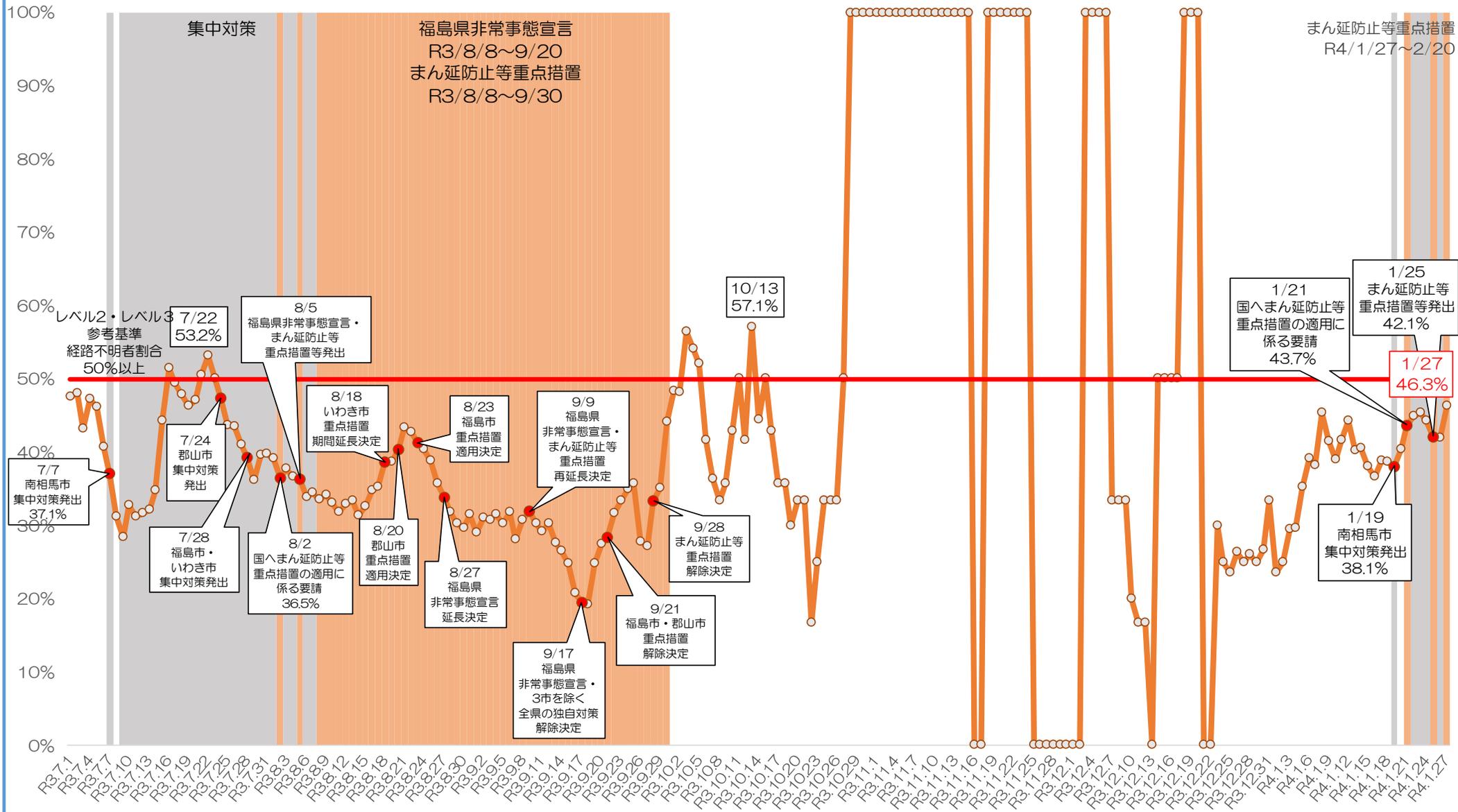
人口10万人当たりの療養者数 (令和3年7月1日～)



人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)

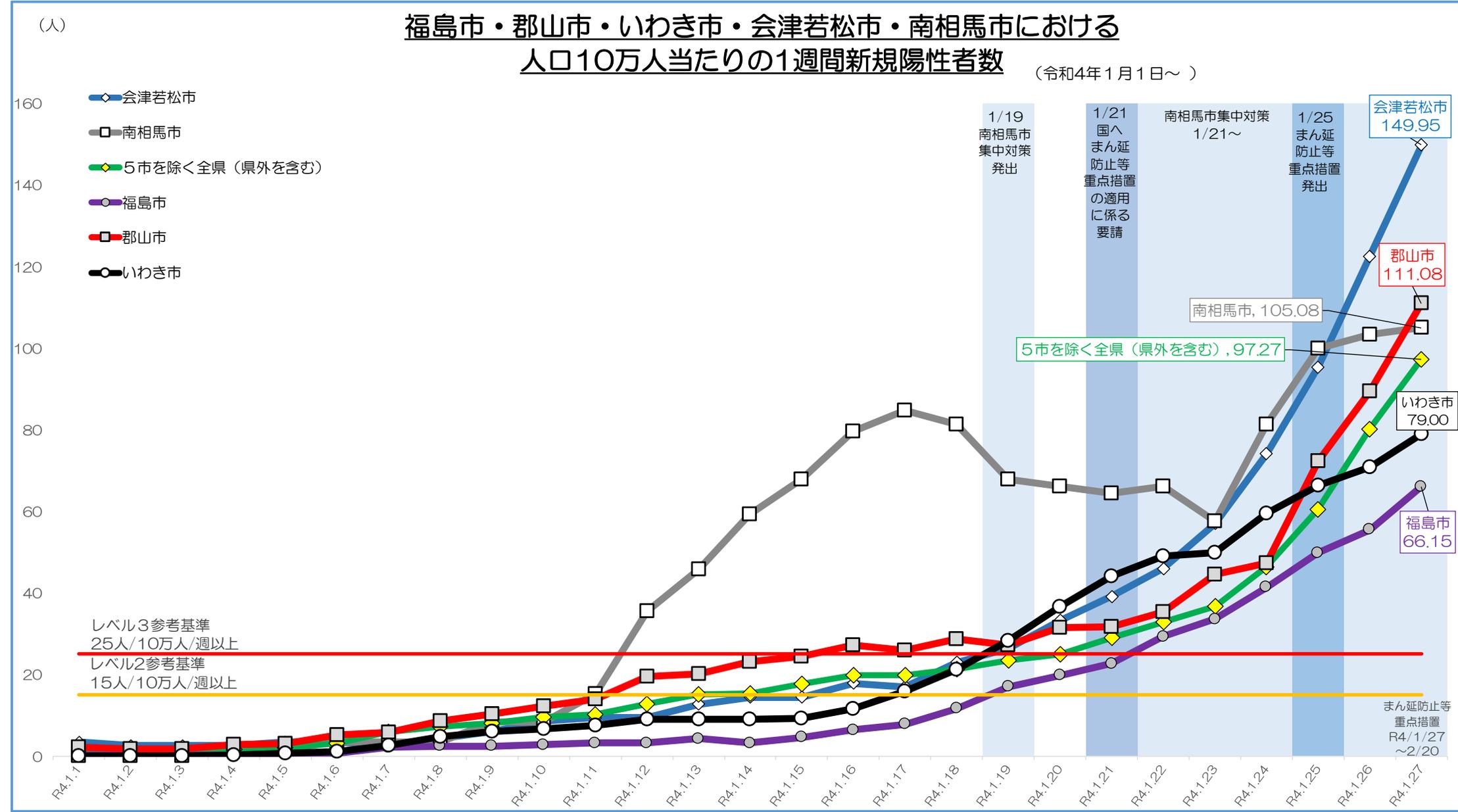


1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)



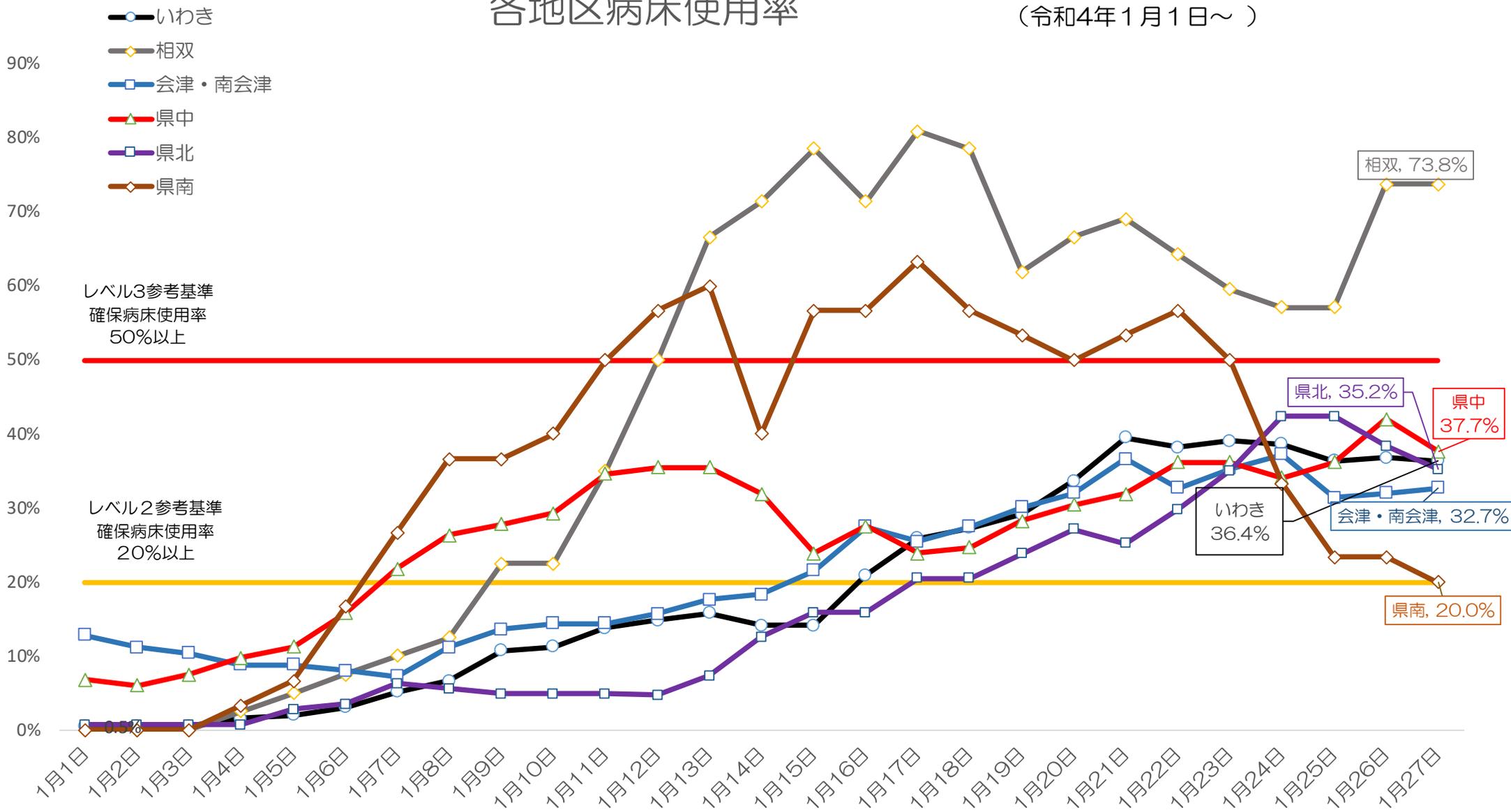
福島市・郡山市・いわき市・会津若松市・南相馬市における 人口10万人当たりの1週間新規陽性者数

(令和4年1月1日～)



各地区病床使用率

(令和4年1月1日～)



【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷					感染の状況			
	①病床の逼迫具合					②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療			重症者用病床					
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率					
本県の現状 (直近1週間) (1/21~1/27)	37.5% 〔 $\frac{275}{734}$ 床〕	(参考) 147.8% 〔 $\frac{1,085}{734}$ 床〕	(参考) 14.5% 〔 $\frac{275}{1,898}$ 人〕	6.4% 〔 $\frac{3}{47}$ 床〕	103.54人 〔1,898人〕	8.9% 〔 $\frac{1,746}{19,670}$ 件〕	(参考) 95.25人 〔1,746人〕	46.3% 〔 $\frac{808}{1,746}$ 人〕	

※カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (147/734床以上)	(参考) (50%以上) (367/734床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/47床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (367/734床以上)	(参考) (80%以上) (588/734床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (24/47床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) (50%以上) ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げる。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げる。
なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。

これらをベースに総合的に判断する。

※予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	1/21~1/27の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 12/28~1/27の 新規陽性者数
1	東京都	82,334	132,273
2	大阪府	52,782	92,071
3	神奈川県	30,764	48,484
4	愛知県	26,128	42,888
5	兵庫県	22,144	35,474
36	福島県	1,746	2,598
	全国計	411,639	702,780

(単位：人)

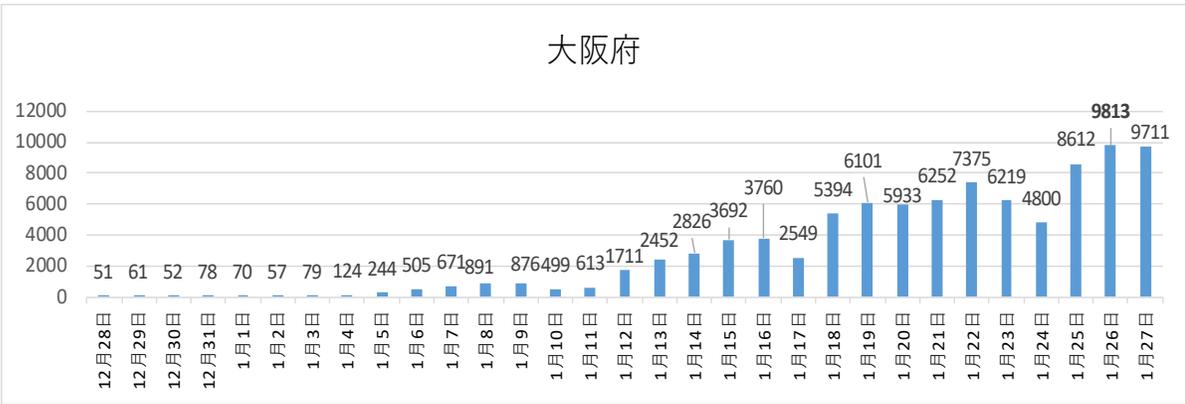
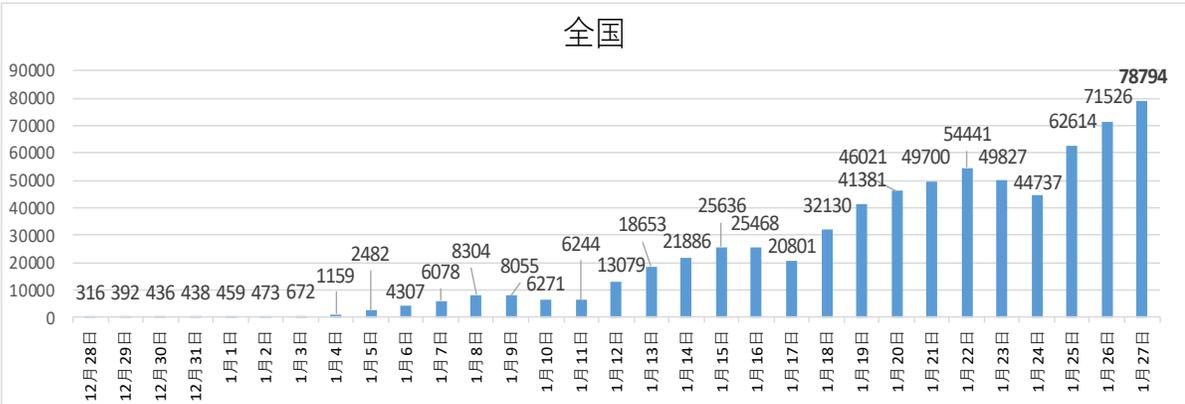
人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	1/21~1/27の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	大阪府	597.24
2	東京都	586.11
3	沖縄県	521.10
4	京都府	429.58
5	福岡県	410.87
43	福島県	95.25
	全国	326.32

(単位：人)

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域
令和4年1月9日～令和4年2月20日	広島県、山口県、沖縄県
令和4年1月21日～令和4年2月13日	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
令和4年1月27日～令和4年2月20日	北海道、青森県、山形県、 福島県 、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県



新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計) (令和4年1月27日時点)

(単位：回)

	接種回数	接種対象人口に 対する接種率	全人口に対する 接種率
合計	3,122,724	-	-
うち1回目接種	1,540,889	90.9%	82.8%
うち2回目接種	1,520,899	89.7%	81.7%
うち3回目接種	60,936	-	3.3%
対象人口・全人口		1,695,539 人	1,862,059 人

※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

1・2回目接種の対象人口は、12歳以上である1,695,539人

注1: 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム (V-SYS) の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したもの。

注2: 3回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したもの。

注3: 国の集計方法変更により、1月4日公表分から転出者分の接種回数を含めて集計している。

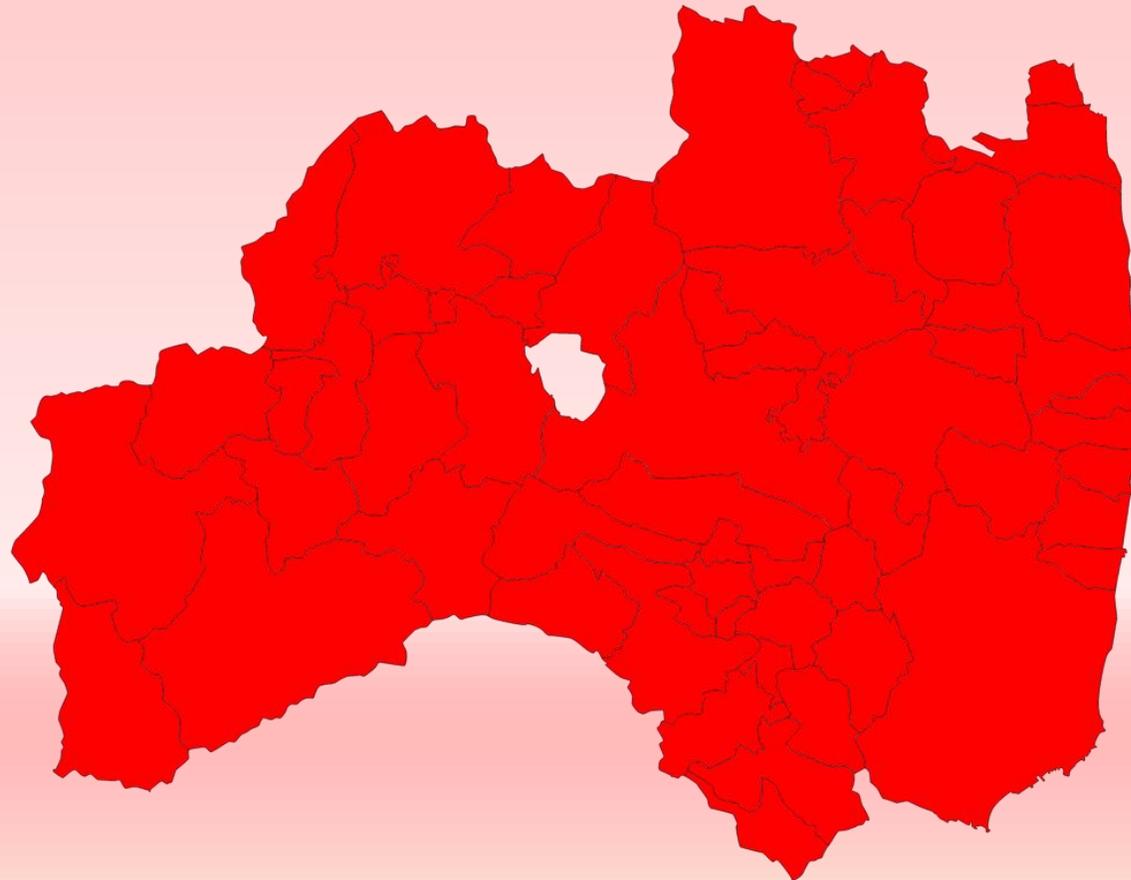
福 島 県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和4年1月30日～2月20日)

県全域に
「まん延防止等重点措置」
を適用します



福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で急激に感染が拡大しています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

		まん延防止等重点措置	
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】		
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村	
	令和4年1月27日(木) ～2月20日(日)	令和4年1月30日(日) ～2月20日(日)	
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項		

令和4年1月28日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。**
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。
(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

○営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

ふくしま感染防止対策認定店制度の

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

【認定を受けている飲食店等】次の①か②のいずれかとしてください。

① 営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで

② 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)

【認定を受けていない飲食店等】営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供は自粛(終日)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する

○同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

上記の要請に協力いただいた場合 協力金を支給

【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

本措置に伴う飲食店等の時短営業等により売り上げが減少した場合 一時金を支給

【対 象】 中小法人及び個人事業者等(上記協力金の対象事業者以外)

■相談窓口 福島県時短要請コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

多数の方が利用する施設の皆様へのお願い (延床面積1,000㎡超、飲食店等以外)

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○入場者が密集しないよう、入場時や施設内における適切な距離の確保など整理誘導を行うとともに、入場者の人数管理・人数制限を行ってください。

(特措法第31条6第1項に基づく要請)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

(特措法第31条6第1項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避ける。
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設内の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

多数の方が利用する施設(飲食店等以外)

施設の種類	対象施設の種類
特措法施行令第11条第4号から第13号に規定する施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場
	集会場または公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医薬機器その他衛生用品、再生医療等製品またはその他生活に欠くことができない物品を扱う売り場を除く)
	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
	博物館、美術館または図書館
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

	感染防止安全計画を策定し、 県の確認を受けた場合	左記以外の場合
県全域	・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です)	・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません。

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務やテレワーク、オンライン会議等を活用するとともに、出勤する場合でも時差出勤等を推進するなどにより、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

○事業継続計画(BCP)の再確認や策定をお願いします。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

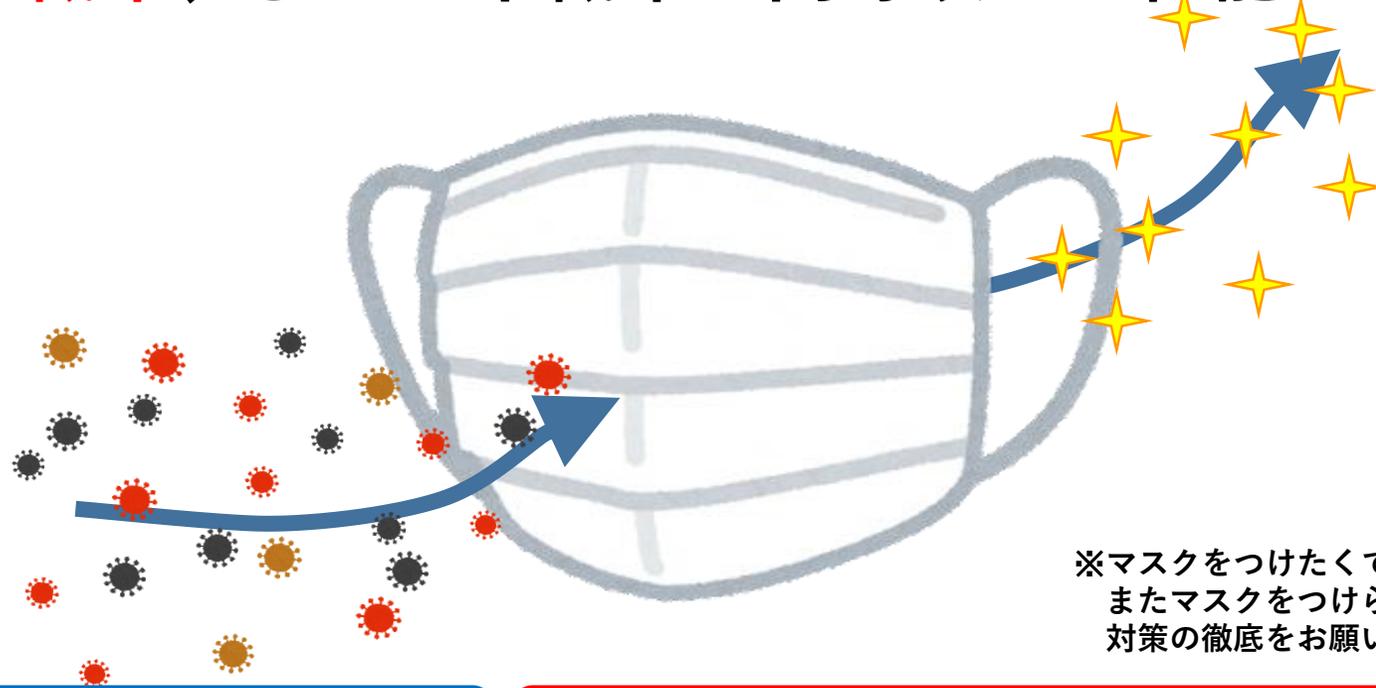
医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

不織布マスク等を着用しよう

(**不織布**、または不織布と同等以上の性能のもの)



※マスクをつけたくてもつけられない方への理解をお願いします。
またマスクをつけられない場合にも周囲への配慮等、感染防止
対策の徹底をお願いします。

マスクは正しく着用



マスクなしでの会話はやめよう！



感染力の強いオミクロン株との闘いです

一つの**密**も避けてください

常にチェックを!

密 閉

していませんか



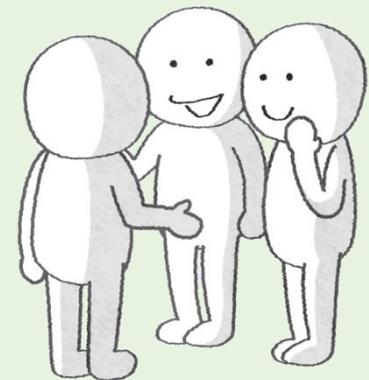
密 集

していませんか



密 接

していませんか



＜経緯＞ 主流となったオミクロン株の感染が急増。オミクロン株の感染スピードは非常に早く、保健所が調査した時には、すでに症状が出ている状況も見られる。

＜対応方針＞

オミクロン株の特性（感染スピード、軽症者割合）を踏まえ、保健所では、**症状の重い方や重症化リスクが高い方等に重点**をおき、**必要な医療に確実につなげる**体制とします。

＜保健所の業務を重点化＞

入院が優先される
方の対応

療養者
への対応

重症化リスクが
ある方への対応

これに伴い、濃厚接触者の対応は以下の通りとします。

- ①濃厚接触者について、感染している可能性の高い同居家族や、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団に重点的に対応することとします。
- ②上記①以外については、陽性者から連絡を受けた**個人や職場の管理者が、濃厚接触者であると判断した場合、速やかに自宅待機へ移行**していただきます。
自宅待機期間中に**症状が現れた場合は、医療機関を受診**いただきます。

＜対応の期間及び地域＞

期間：令和4年1月28日から当面の期間

地域：県内全域

<濃厚接触者とは>

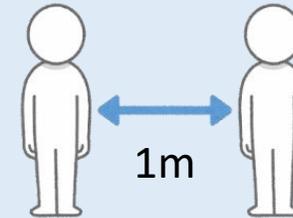
発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から、以下のいずれかに該当する場合は濃厚接触者になります。

① 同居家族



② 陽性者がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（1m以内）で15分以上接触した（会話等）

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。



社会機能維持のための濃厚接触者の取扱いについて

- 1 事業の継続に必要な社会機能維持者が、一定の要件に基づき検査を実施し、結果が陰性であった場合は、10日間を待たずに自宅待機を解除することができます。(最短6日)

2 社会機能を維持するために必要な事業（主なもの）

医療、介護、電力、ガス、石油、上下水道、農林水産業
生活必需物資、卸売、小売、メンテナンス、宿泊、ごみ処理
冠婚葬祭、金融、流通、運送、警察、消防、託児所 等



3 自宅待機期間の短縮の要件・実施方法

- ① 社会機能維持者の業務への従事がその事業の継続に必要な場合に行うこと。
- ② 社会機能維持者が無症状であり、検査により陰性が確認されていること。
- ③ 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目に行うこと。
- ④ 事業者は検査結果を必ず確認すること。陽性の場合は医療機関の受診を促すとともに、医療機関の診断結果の報告を求めること。
- ⑤ 待機解除後、業務に従事する場合は感染対策を徹底すること。10日目までは不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできるだけ避けること。

福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



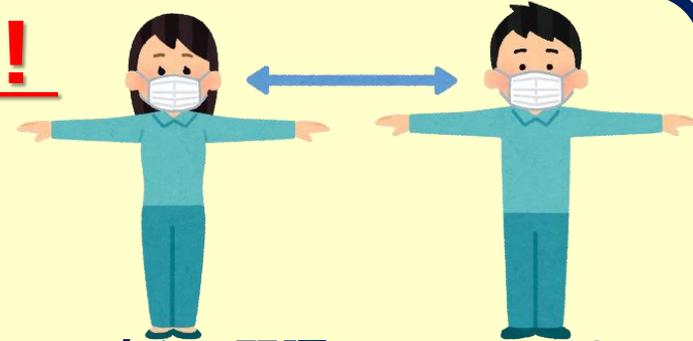
外出・会話時はマスクを正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう

大人数・長時間の飲食は、控えてください！



県をまたぐ 不要不急の移動は、極力控えてください！



発熱や喉の痛みなど症状がある場合は、外出を控えましょう！



テレワーク・Web会議を活用してください！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は → **受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747**